

重し模倣する態度を執らなかつたものと考へて差支なく、大體の上から見て、他の北人諸朝の執つた態度と甚だ趣を異にして居ると見て誤らない。然しながら此の相違を以て、同一の事情から生み出された史上の一異例と認むべきではない。元朝がかく他の諸朝と異なる態度を執るに至つたのは、必ずそこに然るべき理由が別に伏在して居つたに相違ない。余輩は別の機會に於て其の所以を攷究して見たいと思ふ。

註① 宋・遼・金三史は都總裁として脱脱の名を記して居るが、その中、金宋の二史には別に領三史事として阿魯圖の名を掲げ、卷首には阿魯圖の進表を載せてある。三史を修むることは至正三年に詔せられ、脱脱が總裁官に任せられたのであつたが、遼史だけは至正四年三月に先づ成つたので、當時右丞相であつた脱脱が進呈したが、其の五月には脱脱は一旦丞相を辭し、阿魯圖が之に代つた。阿魯圖は三史の何れにも總裁官として名を列してゐない。たゞ宋史は至正五年十月、金史は翌十一月に出來上つて天子に上つたのであり、そうして當時は阿魯圖が尙右丞相の位に在つたから、この關係上阿魯圖が領三史事に任せられ、從つてまた進表を附したものかと思はれる。尤も元史卷百三十九阿魯圖の傳には、至正四年五月阿魯圖が脱脱に代つて右丞相となつたと記し、且つ「時詔修遼金宋三史。阿魯圖爲總裁」と記されてあるが、修史の詔は既に前年に出了るものであり、その中の遼史は既にこの年の三月に上つてしまつたのであるから、阿魯圖がこれに總裁たるべき理由は無く、殘る二史にも果して總裁官に任せられたならば、その纂修官員表に總裁官として名を列すべき筈である。元史はたゞ阿魯圖が脱脱に代つて右丞相に任せられたことから、三史纂修の總裁としても同様に阿魯圖が任せられたものとしてしまつたのではなからうか。趙翼の陔餘叢考卷十三「宋遼金三史」の篇には、元史に従つて阿魯圖が總裁たりしことを認め、然もまた領三史事たりしことをも認めて居る。

② 元典章三十一、科舉條制。元史卷八十一、選舉志等に詳らかである。箭内博士が滿鮮地理歴史研究報告第參に載せた元代社會の三階級といふ論文中にもこれを引いてある。